

畜産高度化支援補完リース事業実施要領

平成 28 年 8 月 17 日 28 環機第 353 号
一部改正 平成 29 年 5 月 18 日 29 環機第 133 号
一部改正 平成 29 年 9 月 4 日 29 環機第 367 号
一部改正 平成 30 年 4 月 9 日 30 環機第 22 号

我が国の畜産は、TPP 大筋合意等を受け、国際競争力を高めるため、より低コストな経営への転換を図るとともに、環境対策については、環境規制の強化等に対応し、持続可能な経営を進めるため、さらなる対応が必要とされている。また、家畜の伝染性疾病の発生を予防するために、飼養衛生管理基準の遵守レベルの高位平準化が求められており、畜産経営を維持・継続するための負担が増加している。

一般財団法人畜産環境整備機構(以下「機構」という。)では、これまで畜産を巡る環境対策、食肉及び生乳の流通の合理化、堆肥の利活用の推進並びに畜産経営の生産性向上のために必要な施設機械の貸付けを行う「畜産高度化支援リース事業」(以下「高度化リース」という。)を実施してきた。

今般、昨今の情勢を受け、持続的、かつ、国際競争力の強化を進める多様な畜産経営を実現するため、高度化リースに準じて畜産経営の環境対策、食肉及び生乳の流通の合理化、堆肥の利活用の推進並びに畜産経営の生産性向上のために必要な施設機械を貸し付ける「畜産高度化支援補完リース事業」(以下「補完リース」という。)を実施することにより、畜産の安定的発展に資するものとする。

第 1 事業の内容等

この事業の内容は、次のとおりとする。

1 リース事業の内容

(1) 持続的な畜産経営確立のための環境対策等リース事業（以下「調査リース」という。）

日本中央競馬会の補助を受けて機構が実施する「持続的な畜産経営確立のための環境対策等調査事業」とも連携して行う次のリース事業とする。

ア 畜産排水施設等整備リース事業（以下「排水リース」という。）

畜産排水の規制強化に対応する高能率汚水処理施設等の導入及び既存施設の機能拡充を図るための増改築に必要な施設等を貸し付ける。

イ 中古機械活用推進リース事業（以下「中古リース」という。）

畜産農家の設備投資負担の軽減を図るため、「中古機械・装置の貸付けに関する基準」((平成27年4月3日27環機第354号) 以下「中古基準」という。)に定める中古機械・装置であって、一度使用された機械・装置（以下「機械等」という。）若しくは使用されない機械等で使用のため取引された機械等又はこれらの機械等に幾分の手入れをした機械等（建築物等の構築物を除く。）を貸し付ける。

(2) 畜産クラスター機械導入リース事業（以下「クラスターリース」という。）

畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知。）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号生産局長通知。以下「クラス

タ一要領」という。) 及びクラスター要領別紙2畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)(以下「クラスター要領別紙2」という。)に基づく貸付の対象となる生産コストの低減、畜産物等の高付加価値化、畜産物等の新規需要の創出及び飼料自給率の向上を通じた畜産経営の収益性の向上等に必要な機械装置を貸し付ける。

(3) 畜産経営環境対応強化緊急対策リース事業(以下「環境・衛生リース」という。)

畜産経営環境対応強化緊急対策事業実施要綱(平成29年3月29日付け28農畜機第6424号)及び畜産経営環境対応強化緊急対策事業実施要領(平成29年5月18日付け29環機第132号)に基づき、畜産経営並びに畜産経営を維持・継続していくために必要な畜産環境・飼養衛生管理に必要な施設並びに施設等を貸し付ける。

畜産経営環境対応強化緊急対策事業の実施等については、「畜産経営環境対応強化緊急対策事業実施要領(平成29年5月18日付け29環機第132号)」(以下「環境・衛生リース実施要領」という。)に別途定める。

(4) 酪農経営体生産性向上緊急対策リース事業(以下「楽酪リース」という。)

酪農経営体生産性向上緊急対策事業実施要綱(平成29年3月31日付け28生畜第1530号農林水産事務次官依命通知。)、酪農経営体生産性向上緊急対策事業実施要領(平成29年3月31日付け28生畜第1541号農林水産省生産局長通知。以下「楽酪要領」という。)及び楽酪要領別紙1酪農経営体生産性向上緊急対策事業(労働負担軽減事業)(以下「楽酪要領別紙1」という。)に基づき、労働負担軽減経営体が楽酪応援計画に基づき機械装置を導入する場合に、必要な機械装置を貸し付ける。

2 用語の定義

畜産高度化支援リース事業実施要領(平成22年5月28日付け22環機第448号。以下「高度化リース要領」という。)の第1の1の(2)の規定に準ずるものとする。

3 貸付対象施設等の範囲及び借受者等の範囲等

(1) 調査リース

ア 排水リース

(ア) 貸付対象施設等の範囲

貸付対象施設等の範囲は、高度化リース要領第1の2の(1)のアに規定する貸付対象施設等の範囲のうち、畜産排水の規制強化に対応するための高能率汚水処理施設・機械(これらに付属する施設等を含む。)とする。

(イ) 借受者の範囲

借受者となることができる者は、高度化リース要領第1の2の(1)のイに規定する借受者とする。

(ウ) 再借受者

高度化リース要領第1の2の(1)のウの規定に準ずるものとする。

イ 中古リース

(ア) 貸付対象施設等の範囲

貸付対象施設等の範囲は、高度化リース要領第1の2の(1)のア及び同(3)のアに規定する貸付対象施設等の範囲のうち、中古基準の別表1及び別表3に定める中古機械等とする。

(イ) 借受者の範囲

借受者となることができる者は、高度化リース要領第1の2の(1)のイ及び(3)のイに規定する借受者とする。

(ウ) 再借受者

高度化リース要領第1の2の(1)のウ及び(3)のウの規定に準ずるものとする。

(2) クラスターリース

ア 貸付対象施設等の範囲

貸付対象施設等の範囲は、高度化リース要領第1の2の(1)のアに規定する貸付対象施設等の範囲のうち、クラスター要領別紙2の第4に定める機械装置とする。

イ 借受者の範囲等

受者となることができる者は、高度化リース要領第1の2の(1)のイに規定する借受者の範囲等のうち、クラスター要領別紙2の第3の2に定める取組主体とする。

ウ 借受団体及び再借受者

(ア) 借受団体となることができる団体は、高度化リース要領第1の2の(1)のウに規定する借受団体の範囲のうち、クラスター要領別紙2の第3の2の(1)に定める貸付主体であって、同2の(2)の要件を満たす者とする。

(イ) 再借受者は、高度化リース要領第1の2の(1)のウに規定する再借受者の範囲のうち、クラスター要領別紙2の第3の3に定める貸付主体が貸し付ける取組主体とする。

(3) 環境・衛生リース

環境・衛生リース実施要領による。

(4) 楽酪リース

ア 貸付対象施設等の範囲

貸付対象施設等の範囲は、楽酪要領別紙1の第4に定める機械装置とする。

イ 借受者の範囲等

借受者となることができる者は、高度化リース要領第1の2の(1)のイに規定する借受者の範囲等のうち、楽酪要領別紙1の第2に定める労働負担軽減経営体とする。

第2 貸付期間

1 調査リース

(1) 排水リース

貸付施設等の貸付期間については、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号））を勘案し、2年間以上7年間以下とする。

(2) 中古リース

貸付期間については、中古基準の別表1及び別表3を勘案し、中古基準の第1で定められた延長も含め、2年間以上7年間以下とする。

2 クラスターリース

貸付施設等の貸付期間は、クラスター要領別紙2の第5の6の(3)のアの(ア)に定める貸付期間とする。ただし、2年以上7年間以下とする。また、貸付期間が法定耐用年数未満である場合は、貸し付け対象施設等は法定耐用年数に達するまで所有権が移転した借受者等において適正に使用するものとする。

3 環境・衛生リース

環境・衛生リース実施要領による。

4 楽酩リース

貸付施設等の貸付期間は、楽酩要領別紙1の第5の5の(2)のアの(ア)に定める貸付期間とする。ただし、2年以上7年間以下とする。また、貸付期間が法定耐用年数未満である場合は、楽酩要領別紙1第5の5の(2)のアの(ア)に基づき、貸付対象施設等を法定耐用年数に達するまで所有権が移転した借受者等において適正に使用するものとする。

第3 貸付料

1 調査リース

高度化リース要領第3の規定に準ずるものとする。ただし、家畜伝染病又は激甚災害等発生時における貸付料の徴収の繰延又は猶予は行わない。

なお、貸付料のうち、附加貸付料については、高度化リース要領第3の4の(3)に掲げる場合を除き、貸付施設等の取得価額から譲渡価額及び前の計算期間までに納入された基本貸付料の合計額を控除して得た額に、一般財団法人畜産環境整備機構理事長（以下「理事長」という。）がリース事業ごとに定める料率（以下「基本料率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、借受者になろうとする者（機構に対し滞納している債務（過去に機構の補助付きリース事業を利用したことのある者にあっては、当該貸付けについて補助金に係る消費税等相当額の処理を含む。）がない者に限る。）の附加貸付料率については、貸付施設等が中古機械等である場合も含めて、高度化リース要領第3の4の(2)のただし書きで定める料率とすることができるものとする。

2 クラスターリース

(1) 貸付料の徴収

高度化リース要領第3の1の規定に準ずるものとする。ただし、家畜伝染病又は激甚災害等発生時における貸付料の徴収の繰延又は猶予は行わない。

(2) 貸付料の納入方法の選択

高度化リース要領第3の2の規定に準ずるものとする。ただし、貸付料の納入方法は、原則として年4回払いとする。

(3) 貸付料の計算期間

高度化リース要領第3の3の規定に準ずるものとする。

(4) 貸付料の額

高度化リース要領第3の4の規定に準ずるものとする。ただし、取得価額からクラスター要領別紙2の第5の5に基づき機構に交付される補助金相当額を控除した額を取得価額とみなして計算した額とする。なお、附加貸付料については、高度化リース要領第3の4の(3)に掲げる場合を除き、貸付施設等の取得価額から譲渡価額及び前の計算期間までに納入された基本貸付料の合計額を控除して得た額に、基本料率を乗じて得た額とする。

(5) 貸付料の納入期限

高度化リース要領第3の5の規定に準ずるものとする。

(6) 貸付料の納入

高度化リース要領第3の6の規定に準ずるものとする。

3 環境・衛生リース

環境・衛生リース実施要領による。

4 楽酩リース

(1) 貸付料の徴収

高度化リース要領第3の1の規定に準ずるものとする。ただし、家畜伝染病又は激甚災害等発生時における貸付料の徴収の繰延又は猶予は行わない。

(2) 貸付料の納入方法の選択

高度化リース要領第3の2の規定に準ずるものとする。ただし、貸付料の納入方法は、原則として年4回払いとする。

(3) 貸付料の計算期間

高度化リース要領第3の3の規定に準ずるものとする。

(4) 貸付料の額

高度化リース要領第3の4の規定に準ずるものとする。ただし、取得価額から楽酪要領別紙1の別表2の2に基づき機構に支払われる補助金相当額を控除した額を取得価額とみなして計算した額とする。なお、附加貸付料については、高度化リース要領第3の4の(3)に掲げる場合を除き、貸付施設等の取得価額から譲渡価額及び前の計算期間までに納入された基本貸付料の合計額を控除して得た額に、基本料率を乗じて得た額とする。

(5) 貸付料の納入期限

高度化リース要領第3の5の規定に準ずるものとする。

(6) 貸付料の納入

高度化リース要領第3の6の規定に準ずるものとする。

第4 貸付施設等の譲渡

高度化リース要領第4の規定に準ずるものとする。

第5 貸付施設等に係る公租公課

高度化リース要領第5の規定に準ずるものとする。

第6 保険の取扱い

高度化リース要領第6の規定に準ずるものとする。

ただし、環境・衛生リースについては、環境・衛生リース実施要領による。

第7 貸付施設等の維持管理等

高度化リース要領第7の規定に準ずるものとする。

第8 事故等の発生の場合の措置

高度化リース要領第8の1から3の規定に準ずるものとし、4は適用しないものとする。

第9 勘定の設定及び管理運用

- 1 機構は、補完リースの実施に当たっては、調査リース、クラスターリース、環境・衛生リース及び楽酪リースそれぞれに係る勘定を他の勘定と区分して経理するものとする。
- 2 各勘定は、当該勘定にかかる銀行等からの借入金、国等からの補助金、基本貸付料、附加貸付料、譲渡額、消費税、運用による果実（以下「運用益」という。）、高度化リース基金からの貸付金（以下「貸付金」という。）、高度化リース基金か

ら補完リースの運営等に必要として繰り入れた額（以下「繰入金」という。）及びその他雑費をもって構成するものとする。

- 3 機構は、調査リース、クラスターリース、環境・衛生リース及び楽酪リースの実施により、銀行等からの借入金、国等からの補助金、基本貸付料、附加貸付料、譲渡額、消費税、運用益、貸付金、繰入金及びその他雑費を得たときは、それぞれの勘定に繰り入れるものとする。
- 4 機構は、調査リース、クラスターリース、環境・衛生リース及び楽酪リースそれぞれの勘定に銀行からの借入金の返済のため、貸倒引当金を準備するものとする。
- 5 機構は、次に掲げる場合を除き、調査リース、クラスターリース、環境・衛生リース及び楽酪リースそれぞれの勘定から支出してはならないものとする。
 - (1) 調査リース、クラスターリース、環境・衛生リース及び楽酪リースそれぞれの実施に必要な貸付施設等を取得する経費に充てる場合
 - (2) 銀行等からの借入金の返済に充てる場合
 - (3) 貸付金の返済に充てる場合
 - (4) 調査リース、クラスターリース、環境・衛生リース及び楽酪リースそれぞれの管理、運営など事業の実施に必要な経費に充てる場合。なお、当該経費は、附加貸付料として得た額及び繰入金を限度とする。

第10 貸付けの申請

1 貸付施設等の選定

(1) 調査リース

高度化リース要領第9の1の規定に準ずるものとする。

ただし、第1の1の(1)に定める排水リースについては、その貸付決定の期間は、平成28年度までとし、中古リースについては平成30年度までとする。

(2) クラスターリース

借受者となろうとする者は、クラスター要領別紙2の第5の3の規定による承認を受けた事業参加申請書に基づき、機械装置を選定するものとする。

(3) 環境・衛生リース

環境・衛生リース実施要領による。

(4) 楽酪リース

借受者となろうとする者は、楽酪要領別紙1の第5の3の規定による承認を受けた事業参加申請書に基づき、機械装置を選定するものとする。

2 貸付申請書の作成及び提出

(1) 貸付申請

ア 調査リース

直接リースについては別紙様式の1の1、間接リースについては別紙様式の2の1、2の1の(1)及び(2)により行うものとする。

イ クラスターリース

直接リースについては別紙様式の1の2、間接リースについては別紙様式の2の2、2の2の(1)により行うものとする。

ウ 環境・衛生リース

環境・衛生リース実施要領による。

エ 楽酪リース

別紙様式の1の3により行うものとする。

(2) 直接リース

調査リース、クラスターリース及び楽酪リースの貸付申請者は、貸付申請書を作成の上、必要な書面等を別紙様式1の1若しくは1の2に添付し、原則として受託団体を経由して行うものとする。環境・衛生リースについては、環境・衛生リース実施要領による。

(3) 間接リース

調査リース及びクラスターリースの貸付申請者は、貸付申請書を作成の上、必要な書面等を別紙様式1の1若しくは1の2に添付して、調査リースにあっては借受団体又は転貸借受団体、クラスターリースにあっては借受団体を経由して行うものとする。環境・衛生リースについては、環境・衛生リース実施要領による。

(4) 受託団体、借受団体又は転貸借受団体は、貸付申請者からリースの申請があった場合には、内容を精査の上、遅滞なく機構へ提出するものとする。

3 貸付申請書の添付書類等

(1) 法人が貸付施設等の貸付けを受けようとする場合は、会社にあっては、借受者に該当することを証する書面を添付しなければならない。

(2) 集団が貸付施設等の貸付けを受けようとする場合（農事組合法人が集団として申請する場合を含む。）は、構成員の畜産経営がそれぞれ飼養管理している家畜・家きんの種類及びその飼養頭羽数を記載した書面並びに構成員による共同利用契約書の写しを添付しなければならない。なお、共同利用契約書には、次の事項を記載するとともに、構成員全員の記名押印しなければならない。

ア 名称及び所在地

イ 構成員及び代表者の住所及び氏名

ウ 貸付施設等の名称、型式、設置場所及び責任者

エ 共同利用の方法及び計画

オ 貸付料等の負担方法

カ その他必要な事項

(3) 貸付申請書には、貸付施設等に係る見積書、カタログ及び設計図面を添付しなければならない。なお、当該設計図面については、原本証明をしなければならない。

(4) 中古機械等にあっては、販売業者が有する古物商許可証の写し及び中古基準別紙「中古機械等の評価書」を添付しなければならない。

4 事業の実施期間及び貸付申請書の申請期限

(1) 調査リースの事業の実施期間は、排水リースにあっては、その貸付決定の期間を平成28年度、中古リースにあっては、平成30年度まで、クラスターリースについては平成29年度、環境・調査リースについては平成31年度まで、楽酪リースについては平成29年度とするものとする。

(2) 貸付申請書は、別に定める場合を除き、(1)で定める事業の実施期間内に検収が完了すると見込まれる場合において、隨時申請できるものとする。

第11 貸付けの決定と契約の締結等

高度化リース要領第10の規定に準ずるものとする。ただし、クラスターリース及び楽酪リースにおいては、高度化リース要領第10の1に定める通知書の写しの送付先は都道府県畜産主務課を除くものとする。

第 12 貸付施設等の検収等

1 調査リース

高度化リース要領第 11 の規定に準ずるものとする。

2 クラスターリース

(1) 第 11 の売買契約に基づき機構が貸付施設等を取得する場合の検収は、機構が別に定める方法により借受者が作成した別紙様式 3 の借受書の提出をもってこれに代えることとし、機構は必要に応じて、自ら貸付施設等の設置確認を行うことができるものとする。

(2) (1) により機構が設置確認を行った場合、借受者は機構が別に定める借受書を提出するものとする。

3 環境・衛生リース

環境・衛生リース実施要領による。

4 楽酪リース

(1) 第 11 の売買契約に基づき機構が貸付施設等を取得する場合の検収は、機構が別に定める方法により借受者が作成した別紙様式 4 の借受書の提出をもってこれに代えることとし、機構は必要に応じて、自ら貸付施設等の設置確認を行うことができるものとする。

(2) (1) により機構が設置確認を行った場合、借受者は機構が別に定める借受書を提出するものとする。

第 13 貸付契約の変更及び解約

調査リースについては、高度化リース要領第 12 の規定に準ずるものとする。クラスターリース及び楽酪リースについては精算額は機構が別に定める額とする。環境・衛生リースについては環境・衛生リース実施要領による。

第 14 売買契約違反等に対する措置

高度化リース要領第 13 の規定に準ずるものとする。

第 15 業務の委託等

高度化リース要領第 14 の規定に準ずるものとする。

第 16 雜則

高度化リース要領第 15 の規定に準ずるものとする。

第 17 持続的な畜産経営確立のための環境対策等調査事業への協力

調査リースは、日本中央競馬会の補助事業として実施する「持続的な畜産経営確立のための環境対策等調査事業」（以下「調査事業」という。）と連携して行うものであり、当機構は、借受者、受託団体、借受団体等を対象として、調査事業による現地調査、アンケート調査等を実施するものとする。なお、借受者、受託団体、借受団体等は、当機構の調査依頼に対し、隨時、的確に対応しなければならないものとする。

第 18 帳簿等の整理保管

機構は、この事業に係る経理を調査リース、クラスターリース、環境・衛生リース

ス及び楽酪リースに区分し、適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿等及び関係書類を整備し、事業が終了した翌年度から起算し、5年間保管するものとする。

第 19 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 28 年 8 月 17 日から施行する。
- 2 この要領の制定に伴い、持続的な畜産経営確立のための環境対策等リース事業実施要領（平成 28 年 5 月 28 日 28 環機第 013 号）（以下「調査リース要領」という。）は廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の調査リース要領の規定に基づく貸付及び貸付けに係る業務については、本事業による貸付及び貸付けに係る業務とみなす。

附 則

この要領は、平成 29 年 9 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 9 日から施行する。

別紙様式の1(直接リース) の1

番 号
平成 年 月 日

持続的な畜産経営確立のための環境対策等リース事業貸付施設等貸付申請書
(調査リースのうち〇〇〇リース)

一般財団法人 畜産環境整備機構 理事長 殿

貸付申請者 (〒)住所又は所在地

ふりがな

名 称

ふりがな

氏 名 等

印

電話番号

この度、下記2に記載した貸付施設等の貸付けを受けたく、畜産高度化支援補完リース事業実施要領(以下「実施要領」という。)の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、貸付申請に当たり、下記3の事項について、誓約します。

記

1 貸付申請者の状況等

2 貸付申請施設等の導入理由

3 誓約事項

- (1) 貸付決定の上は、実施要領、貸付契約書の諸条項及び貸付決定通知書の記載事項を遵守します。
- (2) 貸付施設等を借り受けるに当たり、貸付契約の締結時に、畜産環境整備機構保証保険に加入することとし、機構にその手続きを委任します。
- (3) 今後の貸付決定通知書等文書の受領、貸付料等金銭の納入等に係る諸手続きについては、すべて受託団体を通じて行います。
- (4) 機構が日本中央競馬会の補助事業として実施する「持続的な畜産経営確立のための環境対策等調査事業」(以下「調査事業」という。)の調査等に協力します。
- (5) この「持続的な畜産経営確立のための環境対策等リース事業」において、調査事業に係る調査協力費については、機構で一括され附加貸付料の軽減などに反映されていることを承知しています。

(注) 貸付申請書の記載は、各リース事業ごとに次に掲げる様式とする。

調査リース

様式 1号

様式1号

貸付申請者の経営状況等及び貸付申請施設等(調査リース)

1 経営・財務の内容について

(氏名・生年月日・年齢)		代表者氏名	生年月日	年 月 日	年齢 歳	
労働力（従業員数） ・後継者の有無		従業員数合計 うち家族労働		人 人、雇用労働		後継者 有 · 無
直近の経営規模		家畜の種類	頭	頭	頭	頭
		家畜の生産性				
		田畠等の面積	田 ha	畠 ha	草地 ha	
区分		前々々期(千円)	前々期(千円)	前期(千円)	3カ年平均(千円)	
経営実績	売上高①				(A)	
	営業利益②					
	経常利益③					
	税引後利益（青申所得額）④					
	(減価償却費)⑤					
	返済財源⑥					

注1) 家畜の種類は、乳牛（経産牛・未経産牛等の頭数）、肉牛（黒毛・F1等の頭数）、養豚（母豚、肥育豚等の頭数）、採卵鶏及び肉鶏（成鶏等の羽数）を記入。

注2) 家畜の生産性は、乳牛（品種及び経産牛1頭あたりの乳量。）、肉牛（一貫は、分娩間隔（月）。肥育牛は、品種及び出荷平均の1日平均増体重。）、養豚（一貫は、母豚1頭あたりの年間分娩頭数。肥育は、出荷豚1頭あたりの飼料要求率。）、採卵鶏及び肉鶏（成鶏1羽あたりの鶏卵生産量又は飼料要求率。）を記入。

注3) 個人の場合は、②と③は記入不要。

注4) ⑥の返済財源は、個人の場合：青申所得額④+減価償却費⑤、法人の場合：経常利益③×0.7+減価償却費⑤で算出。（赤字の場合は、0.7を乗せず。）

(2) 外部借入金及びリース債務の残高（前期の長期及び短期の合計）

短期_____千円、長期_____千円、合計(B)_____千円

(3) 年間要返済額（前期実績）(C)_____千円

2 返済財源と要返済額の比較（⇒返済財源は、要返済額の2割増し以上であることが望ましい。）

(A) ÷ ((C) + 今回申請のリース事業費の平均年間要返済額_____千円) = _____ ≥ 1.2

3 債務返済年数（⇒10年を越える場合は、債務の削減が必要。）

((B) + 今回申請のリース事業費) ÷ (A) = _____年 ≤ 10年



今回申請のリース事業費が10百万円未満の場合：2若しくは3のいずれか一つ又は両方を満たさない場合は、以下の返済計画を作成して、返済の可否を判断する。

【返済計画】

区分		実績	初年度	2年度	3年度	5年度	返済ピーク年度	備考
返済財源(A)								
要返済債務	短期	銀行						
	その他							
計								
長期	機構							
	公庫							
	銀行							
	その他							
	計							
合計(D)								
A-D(余剰)								

4 貸付申請施設等(調査リース用)

貸付対象施設等名					合 計
本体価額(円単位)		,000 円	,000 円	,000 円	,000 円
消費税額(円単位)		円	円	円	円
合 計(円単位)		円	円	円	円
備 考 欄					
販売業者等	名称				
	電話				
銘柄又は製造業者等					
型式・面積・容積					
新品・中古の区分(いずれかに○)		新品・中古	新品・中古	新品・中古	
製造年(中古のみ記入)					
施設等設置場所 (車両の保管場所)					
車両登録の有無(いずれかに○)		有 · 無	有 · 無	有 · 無	
事業地について * 建物・構築物の造成の場合		ア. 所有地又は借地 : 所有地 · 借地 (借地期限 年 月)			
		イ. 現在の状況 ; 農地以外又は農地⇒農地法第5条の転用許可 年 月 日			
		ウ. 所有権以外の権利設定の有無 ; 無 · 有 ⇒ 貸付機械に権利が及ばないよう措置			
貸付期間の短縮又は延長		年 → 年	年 → 年	年 → 年	
貸付料の納入方法(いずれかに○)		年1回払い · 年4回払い			

【添付書類】

- 財務諸表(機構から提出を求められた場合は、前々期及び前々々期並びに直近の残高試算表を提出。)

個人の場合：前期の青色申告決算書(損益計算書・貸借対照表)及び確定申告日の第一表、借入金の明細
 法人の場合：前期の決算書(貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の内訳、製造原価報告書、勘定科目内訳)
- 納税証明書(その3、税務署発行のもの)
- 見積書、カタログ及び図面(図面のみ原本証明を行ったもの)等
- 中古機械等にあっては、「中古機械・装置の貸付に関する基準」に基づき、必要となる書面
- 共同利用の施設等については、共同利用契約書(組織規程・会計規程等)
- 10百万円以上の場合は、「機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」に基づき、別紙を提出。

別紙様式の 1 (直接リース) の 2

番 号
平成 年 月 日

畜産クラスター機械導入リース事業（クラスターリース）
貸付施設等貸付申請書

一般財団法人 畜産環境整備機構 理事長 殿

貸付申請者 (〒) 住所又は所在地
(取組主体)

ふりがな
名 称

ふりがな
氏 名 等
電話番号

印

畜産クラスター協議会名称

この度、下記 2 に記載した貸付施設等の貸付けを受けたく、畜産高度化支援補完リース事業実施要領（以下「実施要領」という。）の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、貸付申請に当たり、下記 3 の事項について、誓約します。

記

1 貸付申請者の状況等

2 貸付申請施設等の導入理由

3 誓約事項

- (1) 貸付決定の上は、実施要領、貸付契約書の諸条項及び貸付決定通知書の記載事項を遵守します。
- (2) 貸付施設等を借り受けるに当たり、貸付契約の締結時に、畜産環境整備機構保証保険に加入することとし、機構にその手続きを委任します。
- (3) 今後の貸付決定通知書等文書の受領、貸付料等金銭の納入等に係る諸手続きについては、すべて受託団体を通じて行います。

(注) 貸付申請書の記載は、各リース事業ごとに次に掲げる様式とする。

クラスターリース

様式 2 号

様式2号

貸付申請者の経営状況等及び貸付申請施設等(クラスターイース)

1 経営・財務の内容について

(氏名・生年月日・年齢)	代表者氏名	生年月日	年 月 日	年齢	歳
労働力（従業員数）	従業員数合計	人			後継者
・後継者の有無	うち家族労働	人、雇用労働	人	有	無
直近の経営規模	家畜の種類	頭	頭	頭	頭
	家畜の生産性				
	田畠等の面積	田 ha	畠 ha	草地 ha	ha
区分	前々々期(千円)	前々期(千円)	前期(千円)	3カ年平均(千円)	
売上高①				(A)	
営業利益②					
経常利益③					
税引後利益(青申所得額)④					
(減価償却費⑤)					
返済財源⑥					

注1) 家畜の種類は、乳牛（経産牛・未経産牛等の頭数）、肉牛（黒毛・F1等の頭数）、養豚（母豚、肥育豚等の頭数）、採卵鶏及び肉鶏（成鶏等の羽数）を記入。

注2) 家畜の生産性は、乳牛（品種及び経産牛1頭あたりの乳量。）、肉牛（一貫は、分娩間隔（月）。肥育牛は、品種及び出荷平均の1日平均増体重。）、養豚（一貫は、母豚1頭あたりの年間分娩頭数。肥育は、出荷豚1頭あたりの飼料要求率。）、採卵鶏及び肉鶏（成鶏1羽あたりの鶏卵生産量又は飼料要求率。）を記入。

注3) 個人の場合は、②と③は記入不要。

注4) ⑥の返済財源は、個人の場合：青申所得額④+減価償却費⑤、法人の場合：経常利益③×0.7+減価償却費⑤で算出。（赤字の場合は、0.7を乗せず。）

(2) 外部借入金及びリース債務の残高（前期の長期及び短期の合計）

短期_____千円、長期_____千円、合計(B)_____千円

(3) 年間要返済額（前期実績）(C)_____千円

2 返済財源と要返済額の比較（⇒返済財源は、要返済額の2割増し以上であることが望ましい。）

(A) ÷ ((C) + 今回申請のリース事業費の平均年間要返済額_____千円) = _____ ≥ 1.2

3 債務返済年数（⇒10年を越える場合は、債務の削減が必要。）

((B) + 今回申請のリース事業費) ÷ (A) = _____年 ≤ 10年



今回申請のリース事業費が10百万円未満の場合：2若しくは3のいずれか一つ又は両方を満たさない場合は、以下の返済計画を作成して、返済の可否を判断する。

【返済計画】

区分	実績	初年度	2年度	3年度	5年度	返済ピーク年度	備考
返済財源(A)							
要 返 済 債 務	短期 銀行						
	その他						
	計						
長 期	機構						
	公庫						
	銀行						
	その他						
	計						
合計(D)							
A-D(余剰)							

4 貸付申請施設等(クラスタークーリース用)

貸付対象施設等名					合計
本体価額(円単位) A		円	円	円	円
消費税額(円単位) B		円	円	円	円
合計(円単位)		円	円	円	円
補助金額 C (A × 1/2 以内)					
取得価額(補助残) D (A - C)					
備考欄					
販売業者等	名称				
	電話				
銘柄又は製造業者等					
型式・面積・容積					
新品・中古の区分(いずれかに○)	新品・中古	新品・中古	新品・中古		
製造年(中古のみ記入)					
施設等設置場所 (車両の保管場所)					
車両登録の有無(いずれかに○)	有・無	有・無	有・無		
貸付期間 (短縮又は延長(7年まで)がある場合のみ記入)	年 年→年	年 年→年	年 年→年		
貸付料の納入方法(いずれかに○)	年1回払い・年4回払い				

【添付書類】

- 財務諸表(機構から提出を求められた場合は、前々期及び前々々期並びに直近の残高試算表を提出。)

個人の場合：前期の青色申告決算書(損益計算書・貸借対照表)及び確定申告Bの第一表、借入金の明細
 法人の場合：前期の決算書(貸借対照表、損益計算書・販売費及び一般管理費の内訳、製造原価報告書、勘定科目内訳)
- 納税証明書(その3、税務署発行のもの)
- 見積書、カタログ及び図面(図面のみ原本証明を行ったもの)等
- 中古機械等にあっては、「中古機械・装置の貸付に関する基準」に基づき、必要となる書面
- 共同利用の施設等については、共同利用契約書(組織規程・会計規程等)
- 10百万円以上の場合は、「機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」に基づき、別紙を提出。

別紙様式の1（直接リース）の3

番 号
平成 年 月 日

酪農経営体生産性向上緊急対策リース事業（楽酪リース）
貸付施設等貸付申請書

一般財団法人 畜産環境整備機構 理事長 殿

貸付申請者 (〒)住所又は所在地
(取組主体)

ふりがな
名 称

ふりがな
氏名等 印
電話番号
楽酪応援会議名称

この度、下記2に記載した貸付施設等の貸付けを受けたく、畜産高度化支援補完リース事業実施要領（以下「実施要領」という。）の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、貸付申請に当たり、下記3の事項について、誓約します。

記

1 貸付申請者の状況等

2 貸付申請施設等の導入理由

3 誓約事項

- (1) 貸付決定の上は、実施要領、貸付契約書の諸条項及び貸付決定通知書の記載事項を遵守します。
- (2) 貸付施設等を借り受けるに当たり、貸付契約の締結時に、畜産環境整備機構保証保険に加入することとし、機構にその手続きを委任します。
- (3) 今後の貸付決定通知書等文書の受領、貸付料等金銭の納入等に係る諸手続きについては、すべて受託団体を通じて行います。
- (4) 貸付施設等に係る酪農経営体生産性向上緊急対策事業（労働負担軽減事業）の補助金は、貸付申請者（取組主体）である当方に代わって販売業者等への支払対価の一部として、機構に支払うよう楽酪応援会議に指示します。

（注）貸付申請書の記載は、各リース事業ごとに次に掲げる様式とする。

楽酪リース

様式3号

様式3号

貸付申請者の経営状況等及び貸付申請施設等(楽融リース)

1 経営・財務の内容について

(氏名・生年月日・年齢)		代表者氏名	生年月日 年 月 日	年齢 歳	
労働力(従業員数) ・後継者の有無		従業員数合計 うち家族労働	人 人、雇用労働	後継者 有・無	
直近の経営規模		家畜の種類	頭	頭	頭
		家畜の生産性			
		田畠等の面積	田 ha	畠 ha	草地 ha
区分		前々々期(千円)	前々期(千円)	前期(千円)	3カ年平均(千円)
経営実績	売上高①				
	営業利益②				
	経常利益③				
	税引後利益(青申所得額)④				
	(減価償却費)⑤				
	返済財源⑥				(A)

注1) 家畜の種類は、乳牛(経産牛・未経産牛等の頭数)、肉牛(黒毛・F1等の頭数)、養豚(母豚、肥育豚等の頭数)、採卵鶏及び肉鶏(成鶏等の羽数)を記入。

注2) 家畜の生産性は、乳牛(品種及び経産牛1頭あたりの乳量。)、肉牛(一貫は、分娩間隔(月)。肥育牛は、品種及び出荷平均の1日平均増体重。)、養豚(一貫は、母豚1頭あたりの年間分娩頭数。肥育は、出荷豚1頭あたりの飼料要求率。)、採卵鶏及び肉鶏(成鶏1羽あたりの鶏卵生産量又は飼料要求率。)を記入。

注3) 個人の場合は、②と③は記入不要。

注4) ⑥の返済財源は、個人の場合：青申所得額④+減価償却費⑤、法人の場合：経常利益③×0.7+減価償却費⑤で算出。(赤字の場合は、0.7を乗せず。)

(2) 外部借入金及びリース債務の残高(前期の長期及び短期の合計)

短期 千円、長期 千円、合計(B) 千円

(3) 年間要返済額(前期実績) (C) 千円

2 返済財源と要返済額の比較(⇒返済財源は、要返済額の2割増し以上であることが望ましい。)

(A) ÷ ((C) + 今回申請のリース事業費の平均年間要返済額 千円) = □ ≥ 1.2

3 債務返済年数(⇒10年を越える場合は、債務の削減が必要。)

((B) + 今回申請のリース事業費) ÷ (A) = □ 年 ≤ 10年



今回申請のリース事業費が10百万円未満の場合：2若しくは3のいずれか一つ又は両方を満たさない場合は、以下の返済計画を作成して、返済の可否を判断する。

今回申請のリース事業費が10百万円以上の場合：上記を問わず、返済計画を作成し、提出。

【返済計画】

区分		実績	初年度	2年度	3年度	5年度	返済ピーク年度	備考
返済財源(A)								
要返済債務	短期	銀行						
	その他							
計								
長期	機構							
	公庫							
	銀行							
	その他							
	計							
合計(D)								
A-D(余剰)								

4 貸付申請施設等(クラスタークーリース用)

貸付対象施設等名					合計
本体価額(円単位) A		円	円	円	円
消費税額(円単位) B		円	円	円	円
合計(円単位)		円	円	円	円
補助金額 C (A × 1/2 以内)					
取得価額(補助残) D (A - C)					
備考欄					
販売業者等	名称				
	電話				
銘柄又は製造業者等					
型式・面積・容積					
新品・中古の区分(いずれかに○)	新品・中古	新品・中古	新品・中古		
製造年(中古のみ記入)					
施設等設置場所 (車両の保管場所)					
車両登録の有無(いずれかに○)	有・無	有・無	有・無		
貸付期間 (短縮又は延長(7年まで)がある場合のみ記入)	年 年→年	年 年→年	年 年→年		
貸付料の納入方法(いずれかに○)	年1回払い・年4回払い				

【添付書類】

- 財務諸表(機構から提出を求められた場合は、前々期及び前々々期並びに直近の残高試算表を提出。)

個人の場合：前期の青色申告決算書(損益計算書・貸借対照表)及び確定申告Bの第一表、借入金の明細
 法人の場合：前期の決算書(貸借対照表、損益計算書・販売費及び一般管理費の内訳、製造原価報告書、勘定科目内訳)
- 納税証明書(その3、税務署発行のもの)
- 見積書、カタログ及び図面(図面のみ原本証明を行ったもの)等
- 中古機械等にあっては、「中古機械・装置の貸付に関する基準」に基づき、必要となる書面
- 共同利用の施設等については、共同利用契約書(組織規程・会計規程等)
- 10百万円以上の場合は、「機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」に基づき、別紙を提出。

別紙様式の2(間接リース)の1

番 号
平成 年 月 日

持続的な畜産経営確立のための環境対策等リース事業貸付施設等貸付申請書
(調査リースのうち〇〇〇リース)

一般財団法人 畜産環境整備機構 理事長 殿

借受団体 (〒)住所又は所在地

ふりがな
名 称

ふりがな
氏 名 等 印
電話番号

この度、下記により貴機構の貸付施設等を借り受けたく、畜産高度化支援補完リース事業実施要領(以下「実施要領」という。)の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、貸付申請に当たり、下記4の事項について、誓約します。

記

1 借受者、貸付申請施設等及び転貸借受団体等

(1) 借受者からの貸付施設等貸付申請書

必要に応じ、下記の書類を添付すること。

(2) 転貸借受団体(転貸借受団体が貸し付ける転貸借受団体を含む。)からの貸付施設等貸付申請書

2 貸付申請施設等の導入理由

3 貸付申請施設等の検収等を再委任する場合の相手方

4 借受団体と借受者又は転貸借受団体との再貸付契約に当たっての条件

(1) 再貸付料等の額は、貸付料及び譲渡代金の額と同額とする。

(2) 再貸付料の納入方法は貸付申請書記載のとおりとする。

5 誓約事項

- (1) 貸付決定の上は、実施要領、貸付契約書の諸条項及び貸付決定通知書の記載事項を遵守します。
- (2) 当（団体名）は、借受者が、必要に応じ、畜産環境整備機構保証保険に加入した貸付施設等について、債務の履行不能、履行遅延等の事態が生じた場合は、畜産環境整備機構保証保険要領（以下「保証保険要領」という。）の諸条項を了承の上、保証保険要領第3の9の4）及び貸付施設等貸付契約書第10条の3の規定に基づき、貴機構に当該保険契約における保険金請求権及び受領権を委任します。
なお、当該保険契約に係る保険事故が生じた場合は、貴機構が保険金を受領した後、借受者に係る債権を要領第6の1の規定に基づき、受領保険金を限度として貴機構に譲渡します。
- (3) 今後の貸付決定通知書等文書の受領、貸付料等金銭の納入等に係る諸手続きについては、すべて当（団体名）を通じて行います。
- (4) 機構が日本中央競馬会の補助事業として実施する「持続的な畜産経営確立のための環境対策等調査事業」（以下「調査事業」という。）の調査等に協力します。
- (5) この「持続的な畜産経営確立のための環境対策等リース事業」において、調査事業に係る調査協力費については、機構一括され附加貸付料の軽減などに反映されることを承知しています。

別紙様式の2の1の(1)

番 号
平成 年 月 日

持続的な畜産経営確立のための環境対策リース事業貸付施設等貸付申請書
(調査リースのうち〇〇〇リース)

借受団体の長 殿

転貸借受団体等 (〒)住所又は所在地

ふりがな
名 称

ふりがな
氏名等
電話番号

印

この度、下記により(一財)畜産環境整備機構に係る貸付施設等の貸付けを受けたく、畜産高度化支援補完リース事業実施要領(以下「実施要領」という。)の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、貸付申請に当たり、下記4の事項について、誓約します。

記

1 貸付申請施設等の内容

借受者からの貸付申請書のとおり

2 借受団体と借受者又は転貸借受団体等との再貸付契約に当たっての条件

- (1)再貸付料等の額は、貸付料及び譲渡代金の額と同額とする。
(2)再貸付料の納入方法は、貸付申請書記載のとおりとする。

3 貸付申請施設等の検収を再委任する場合の相手方

4 誓約事項

- (1) 貸付決定の上は、実施要領、貸付契約書等の諸条項及び貸付決定通知書の記載事項を遵守します。
- (2) 借受者が、必要に応じ、畜産環境整備機構保証保険に加入した貸付施設等について、債務の履行不能、履行遅延等の事態が生じた場合は、畜産環境整備機構保証保険要領(以下「保証保険要領」という。)の諸条項を了承の上、要領第3の9の4)の規定に基づき、貴団体に当該保険契約における保険金請求権及び受領権並びに復代理人の選任に係る権利を委任します。
- なお、保険事故が生じた場合は、機構が保険金を受領した後、借受者に係る債権を保証保険要領第6の1の規定に基づき、受領保険金を限度として貴団体に譲渡します。
- (3) 機構が日本中央競馬会の補助事業として実施する「持続的な畜産経営確立のための環境対策等調査事業」(以下「調査事業」という。)の調査等に協力します。
- (4) この「持続的な畜産経営確立のための環境対策等リース事業」において、調査事業の調査協力費については、機構で一括され附加貸付料の軽減などに反映されていることを承知しています。

別紙様式の2の1の(2)

番 号
平成 年 月 日

持続的な畜産経営確立のための環境対策等リース事業貸付施設等貸付申請書
(調査リースのうち〇〇〇リース)

借受団体又は転貸借受団体の代表者 殿

借受者 (〒)住所又は所在地

ふりがな

名 称

ふりがな

氏 名 等

印

電話番号

この度、下記により(一財)畜産環境整備機構に係る貸付施設等の貸付けを受けたく、畜産高度化支援補完リース事業実施要領(以下「実施要領」という。)の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、貸付申請に当たり、下記の事項について、誓約します。

記

- 1 貸付決定の上は、実施要領、貸付契約書等の諸条項及び貸付決定通知書の記載事項を遵守します。
- 2 貸付施設等を借り受けるに当たり、貸付契約の締結時に、畜産環境整備機構保証保険要領に加入する必要がある場合、機構にその手続きを委任します。
- 3 今後の貸付決定通知書等文書の受領、貸付料等金銭の納入等に係る諸手続きについては、すべて借受団体を通じて行います。
- 4 機構が日本中央競馬会の補助事業として実施する「持続的な畜産経営確立のための環境対策等調査事業」(以下「調査事業」という。)の調査等に協力します。
- 5 この「持続的な畜産経営確立のための環境対策等リース事業」において、調査事業に係る調査協力費については、機構で一括され附加貸付料の軽減などに反映されていることを承知しています。

(注) 貸付申請書の記載は、各リース事業ごとに次に掲げる様式とする。

調査リース 様式1号

別紙様式の2の2（間接リース）

番 号
平成 年 月 日

畜産クラスター機械導入リース事業（クラスターリース）
貸付施設等貸付申請書

一般財団法人 畜産環境整備機構 理事長 殿

借受団体 (〒)住所又は所在地

ふりがな

名 称

ふりがな

氏 名 等

印

電話番号

この度、下記により貴機構の貸付施設等を借り受けたく、畜産高度化支援補完リース事業実施要領（以下「実施要領」という。）の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 借受者、貸付申請施設等

借受者からの貸付施設等貸付申請書

2 借受団体と借受者との再貸付契約に当たっての条件

- (1) 再貸付料等の額は、貸付料及び譲渡代金の額と同額とする。
- (2) 再貸付料の納入方法は貸付申請書記載のとおりとする。

3 誓約事項

- (1) 貸付決定の上は、実施要領、貸付契約書の諸条項及び貸付決定通知書の記載事項を遵守します。

- (2) 当（団体名）は、借受者が、必要に応じ、畜産環境整備機構保証保険に加入した貸付施設等について、債務の履行不能、履行遅延等の事態が生じた場合は、畜産環境整備機構保証保険要領（以下「保証保険要領」という。）の諸条項を了承の上、保証保険要領第3の9の4）及び貸付施設等貸付契約書第10条の3の規定に基づき、貴機構に当該保険契約における保険金請求権及び受領権を委任します。

なお、当該保険契約に係る保険事故が生じた場合は、貴機構が保険金を受領した後、借受者に係る債権を要領第6の1の規定に基づき、受領保険金を限度として貴機構に譲渡します。

- (3) 今後の貸付決定通知書等文書の受領、貸付料等金銭の納入等に係る諸手続きについては、すべて当（団体名）を通じて行います。

別紙様式の2の2の(1)

番 号
平成 年 月 日

畜産クラスター機械導入リース事業（クラスターリース）
貸付施設等貸付申請書

借受団体の代表者 殿

借受者 (〒)住所又は所在地
(取組主体)

ふりがな
名 称

ふりがな
氏名等
電話番号

印

畜産クラスター協議会名

この度、下記により(一財)畜産環境整備機構に係る貸付施設等の貸付けを受けたく、畜産高度化支援補完リース事業実施要領（以下「実施要領」という。）の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、貸付申請に当たり、実施要領及び貸付契約書の各条項並びに貸付決定通知書の記載事項を遵守するとともに、貸付契約の締結時に「畜産環境整備機構保証保険」に加入する必要がある場合は、機構にその手続きを委任することを誓約します。

(注) 貸付申請書の記載は、各リース事業ごとに次に掲げる様式とする。

クラスターリース 様式2号

別紙様式3

年 月 日

借受書（クラスターイース）

一般財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

貸付申請者（取組主体）（〒）住所又は所在地

ふりがな
名 称ふりがな
氏 名 等

印

電話番号

畜産クラスター協議会の名称

平成 年 月 日付け貸付施設等貸付契約書（契約番号第
おり実施し、平成 年 月 日から使用を開始いたしました。

号）に係る貸付施設等の設置確認、検収を下記調書のと

検 收 者	借受者等	所属名称・職名			
		氏 名		認印	
	販売業者等	名 称			
		所属・職名・氏名		認印	
貸付記号					
貸付施設等の名称					
銘 柄					
型 式					
機械製造番号等					
販売業者等名称					
車両登録日（車両等の場合）	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
車両登録番号（車両等の場合）					
貸付施設等設置年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
検収年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
検収場所（設置場所）					
検 收 所 見	検収した施設等が、カタログ又は設計図等申請のとおりであること				
	設置に当たって必要な法的手続きがとられていること 建築確認・その他の法的手続き				
	新品・中古（いずれかを記入）	新品・中古	新品・中古	新品・中古	
	(中古の場合) 点検整備状況				
稼働・操作状況					
貸付記号が貼付されていること					
販売業者等が貸付施設等の取扱上の説明等を適切に行つたこと					

注) 検収日に撮影した全景写真、製造番号・車両登録番号（該当の場合）、貸付施設等・機構の貸付記号の貼付・確認した検収者（借受者、販売業者等）・設置場所にかかる写真をA4判の紙に貼り付けたものを添付する。

別紙様式4

年 月 日

借受書（楽酩リース）

一般財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

貸付申請者 (労働負担軽減経営体) (〒) 住所又は所在地

ふりがな
名 称ふりがな
氏 名 等

印

電話番号

楽酩応援会議の名称

平成 年 月 日付け貸付施設等貸付契約書（契約番号第
おり実施し、平成 年 月 日から使用を開始いたしました。

号）に係る貸付施設等の設置確認、検収を下記調書のと

検 收 者	借受者等	所属名称・職名				
		氏 名	認印			
	販売業者等	名 称				
		所属・職名・氏名	認印			
貸付記号						
貸付施設等の名称						
銘 柄						
型 式						
機械製造番号等						
販売業者等名称						
車両登録日（車両等の場合）	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日			
車両登録番号（車両等の場合）						
貸付施設等設置年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日			
検収年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日			
検収場所（設置場所）						
検 收 所 見	検収した施設等が、カタログ又は設計図等申請のとおりであること					
	設置に当たって必要な法的手続きがとられていること 建築確認・その他の法的手続き					
	新品・中古（いずれかを記入）	新品・中古	新品・中古	新品・中古		
	(中古の場合) 点検整備状況					
	稼働・操作状況					
	貸付記号が貼付されていること					
販売業者等が貸付施設等の取扱上の説明等を行ったこと						

注) 検収日に撮影した全景写真、製造番号・車両登録番号（該当の場合）、貸付施設等・機構の貸付記号の貼付・確認した検収者（借受者、販売業者等）・設置場所かけかかる写真をA4判の紙に貼り付けたものを添付する。

一般財団法人畜産環境整備機構における個人情報の取扱について

1. 個人情報の取得及び利用について

一般財団法人畜産環境整備機構（以下「機構」という。）は、貸付申請書その他の提出書類等を通じて申請者（法人の場合は代表者、必要に応じ保証人、申請者の家族を含む）の情報を以下の目的で取得及び利用します。

- ①本人確認
- ②貸付申込の受付、貸付けの審査及び貸付後・貸付け終了後の管理
- ③貸付契約の締結、法律等に基づく権利の行使・義務の履行
- ④貸付事業に付帯する調査（調査結果は集計・分析したものを個人等が特定されない形で公表することができます。）
- ⑤その他の機構の貸付事業の実施

2. 第三者への個人情報の提供について

保有する個人情報について、法律等に基づき提供を求められた場合のほか、以下の目的に必要な範囲において第三者に提供することがあります。

- ①借受団体、借受転貸団体、受託団体が行う申請者への貸付又は貸付のための事務
- ②販売業者（施工業者等を含む）からの貸付対象物件の購入
- ③貸付物件に係る動産総合保険及び保証保険の契約
- ④行政機関（国、都道府県等）による円滑な施策の実施
- ⑤独立行政法人農畜産業振興機構及び公益財団法人全国競馬・畜産振興会等への実績報告

注：①の借受団体、借受転貸団体、受託団体とは、農業協同組合（連合会を含む）、都道府県配合飼料価格安定基金協会、都道府県畜産協会など申請者への機構の貸付業務に携わる団体をいう。

上記「一般財団法人畜産環境整備機構の保有する個人情報の取扱について」に記載された内容を確認し、同意しました。

平成 年 月 日

一般財団法人畜産環境整備機構理事長 殿

申込者 住所 _____

氏名 _____ (印)
(法人の場合、法人名、代表者の役職・氏名をご記入ください)